

## 研究者交流促進プログラムの実施に関する覚書

大学共同利用機関法人情報・システム研究機構（以下「甲」という。）と〇〇大学（以下「乙」という。）とは、乙に所属する研究者（以下「当該研究者」という。）が本機構研究者交流促進プログラム（以下「本プログラム」という。）へ参加するにあたり、下記のとおり合意し、各々誠実にその義務を履行することを約束する。

第1条 甲は、当該研究者の本プログラムへの参加にあたり、本覚書に基づき、当該研究者の給与相当額、その他参加に伴う研究環境の整備等に要する経費（以下、「交流促進経費」という。）を乙に対し支給する。

第2条 交流促進経費等の金額、支給期間、支給方法その他支給に必要な事項は、「研究者交流促進プログラム実施要領」及び「研究者交流促進プログラムの手引き」に定めるところによる。

第3条 乙は、甲から交流促進経費の支給を受けるためには、当該研究者に直接給与を支払わなければならない。

第4条 乙は、当該研究者の研究期間終了後、速やかに甲の定める様式の実施報告書を甲に提出しなければならない。

第5条 乙は、偽りその他不正の手段又は過失により不要な経費の支給を受けた場合は、不要該当額を、甲に返還しなければならない。

第6条 甲は、当該研究者の参加期間中における安全確保に関し、常に善良なる管理者の注意を払うものとする。

第7条 本覚書に定めのない事項及び本覚書の内容に疑義が生じた場合については、甲乙誠意を持ってこれを協議する。

本合意を証するため本書二通を作成し、記名捺印の上、甲、乙その一通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 東京都港区虎ノ門4-3-13  
大学共同利用機関法人  
情報・システム研究機構 機構長

乙